

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年10月21日（月曜日） 午前10時24分 ～ 午前11時1分

2 件名

花巻市国民健康保険税の税率改正について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

説明の2項目目、花巻市国民健康保険税の税率改正について、今井健康福祉部よりご説明をさせていただきます。

今井健康福祉部長。

（今井健康福祉部長）

それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開き願います。

まず、本市の国民健康保険の被保険者の状況でございますが、左のグラフにある通り、加入者、加入世帯ともに減少傾向にあり、今後もその傾向は続くものと考えております。右のグラフは、国保税額と医療費の推移を表したもので、青の棒グラフは1人当たり、オレンジは1世帯当たりの税額、折れ線グラフにつきましては1人当たりの医療費、保険給付費となります。税額につきましては、ほぼ横ばいで推移しておりますが、医療費は増加傾向にあります。

3ページをお開き願います。

次に本市の国保会計の状況でございますが、本市の国保税は、平成30年度の税率改正以降、現在まで税率を据え置き、歳入不足分は基金により補填しております。左のグラフは、国保会計の決算状況となりますが、令和元年度以降は、青の歳入の棒グラフのうち歳入不足を補填する基金を表すオレンジの部分が生じております。中央のグラフは、基金の取崩額と残高の推移となりますが、毎年度基金の取崩額は増加傾向にあり、平成30年度末にあった18億円ほどの基金残高は、令和6年度末には3億1,800万円まで減少するものと見込んでおります。右のグラフは、青の表示は1人当たりの国保税額、オレンジの表示は1人当たりの基金充当額、グレーは1人当たりの県に納める納付金額を表しております。1人当たりの税額は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、基金投入額は年々増加傾向にあります。また、1人当たりの県に納める納付金額は、先ほどご説明申し上げました通り、増加傾向にある医療費と連動しておりますので、同じように増加傾向の状況でございます。このように、歳入と歳出の乖離が年々大きくなっておりますことから、その乖離を補填する基金繰入額も年々大きくなっているというのが、本市の国保会計の状況ということになります。

それでは4ページをお開き願います。平成29年度の税率改正時に令和2年度まで、また令和2年度には令和3年度以降の税率改正後における国保税調定額の将来見通しを立てておりましたので、その見通しと結果について検証したものととなります。

右の説明をご覧いただきたいと存じますが、平成30年度の税率改正は、「国民健康保険の都道府県化」により県内市町村の保険税水準が統一されることへの対応や被保険者の負担軽減を図ることを目的に、資産割の廃止や平等割額の引下げを行ったものであります。

また、市町村が保有する基金が将来的に県管理になる可能性もありましたことから、この改正により生じる歳入不足分は、基金での補填を想定していたものであります。

平成29年度及び令和2年度に立てた将来見通しでは、平成30年度から令和5年度までの間に、税率改正前と比較して、国保税調定額が累計約8億2,671万8,000円の減少があるものと見込んでおりましたが、実績として約6億6,099万4,000円の減少にとどまり、見通しより約1億6,572万4,000円多い結果となっております。これは、被保険者の所得状況を据え置いた場合で見通しを試算しておりましたが、結果として所得は伸びましたことから、見込みより増えたものと考えております。

このように、当初の見込より多い国保税調定額となりましたが、先ほどご説明申し上げました通り、1人当たりの税額では横ばいなのに対し、1人当たりの医療費は増加しておりますことから、歳入不足額は年々増加し、結果として基金繰入額も同様に増加していったところであります。また、税率改正時は、毎年度2億円から3億円の基金を活用したうえで近い将来に実施される保険税水準の統一に備えることを想定しておりましたが、結果として保険税水準統一の議論が遅れ、令和6年度末には基金残高が約3億1,800万円まで減少する見込みとなったところであります。

それでは5ページをお開き願います。「国民健康保険税に係る課題」としまして、今後、国保税額に係る増加要因を3点にまとめております。

まず1点目ですが、右に厚生労働省の資料を掲載しておりますが、国民健康保険は他の保険と比較しまして、加入者の年齢は高く、医療費も高いのですが、所得は低いという状況がございます。また、被保険者数は減少傾向、医療費は増加傾向にありますことから、今後必要とする保険税額は増えていくものと考えております。

次に2点目ですが、「子ども・子育て支援金制度」が、少子化対策の財源の一部を賄うことを目的に、本年6月の法改正により創設されております。当該支援金は、令和8年度から保険者が被保険者の保険料に段階的に加算、徴収するものとされております。国の試算によりますと、国民健康保険の被保険者における1人当たりの平均月額、令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度以降は400円と示されております。なお、支援金は、現在の国保税と同様に、所得割率、均等割額、平等割額によって算定するとともに、所得状況に応じた均等割額軽減が設けられるほか、子どもに対する均等割額の10割軽減が設けられております。現時点では、国に納める支援金額が示されておきませんので影響額はわかりかねますが、令和8年度以降は子育て支援金分が国保税に加算されていくこととなります。

続きまして6ページをお開き願います。

最後の3点目ですが、保険税水準の統一による影響がございます。「国民健康保険の都道府県化」により、県は市町村に納付金額を示し、市町村は納付金を賄うために国保税を賦課、徴収しておりますが、国は市町村ごとに異なる保険税の水準を都道府県単位で統一することを求めています。岩手県におきましては、令和7年度から令和11年度まで段階的に市町村ごとに異なる医療費の差異を解消する「納付金ベースの統一」、令和12年度以降に県内すべての市町村が同じ税率となる「完全統一」とするスケジュールで進めることを昨年度決定しております。この統一の目的は、市町村単位での医療費の多寡を平準化し、保険税上昇要因を県内市町村に分散することで、財政の安定化を図ろうとするものでござ

いますが、この分散により、医療費の水準が高い市町村は保険税を抑えることができる一方、医療費の低い市町村は保険税の負担が増えることとなります。負担が増える市町村に対しましては、令和11年度まで激変緩和措置が設けられておりますが、県内での医療費の水準が低い位置にある本市にとっては、税額が増加する要因となっております。

それでは7ページをお開き願います。

令和6年1月時点で県が試算した納付金額、それから国が示した「子ども・子育て支援金」の試算額を参考に、令和7年度から令和11年度までの本市国保会計の財政見通しをたてております。歳入と歳出の乖離は年々大きくなってきていることは先ほどご説明申し上げましたところでございますが、3点の国保税の増加要因により、今後ますますその乖離は大きくなっていくものと考えております。このため、令和7年度は基金で歳入不足を賄いきれず、歳入不足が発生。その後、毎年度4億円弱の歳入不足額が発生し続け、令和11年度までの累計額では16億2,016万2,000円まで膨らむものと見込んでおります。このようなことを踏まえ、今後現行の税率を維持することは困難であり、税率を見直す時期にあるものと判断したところでです。

それでは8ページをお開き願います。税率見直しの方向性を整理しております。

まず、考え方といたしまして、国保税は目的税として特別会計において運営しておりますことから、歳出を賄うよう国保税を確保する必要があります。つまり、単年度で収支の均衡がとれる税額とする必要があります。次に、その税額に到達する時期についてでございますが、県により令和11年度までの納付金額の試算が示されておりますことから、令和11年度までの財政状況を見通せる状況でございます。最後に、単年度で収支の均衡がとれる税額ですが、県の試算した納付金額や国が示す子育て支援金の試算額により算出しますと、令和11年度は1人当たり9万6,900円となります。令和6年度予算時の1人当たり税額から2万4,500円の引き上げが必要となりますことを踏まえ、財政見通しが立てられる最終年度の令和11年度に収支の均衡がとれる税額に到達することを目標とする方針としたところであります。

9ページをお開き願います。先ほどの方針に対しまして、その影響と負担緩和の必要性についてご説明申し上げます。

まず、左側の上段ですが、国民健康保険の性質につきましては、これまでもご説明申し上げましたが、本市の場合は県内市町村と比較しても高齢者の割合が高い、平均所得は低い、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあるものの、低い位置にあります。下段に移りまして、保険税水準の統一が図られることで、本市は負担が増える立場にありますが、これは、本市の被保険者にとっては実態に合わない税負担が発生することとなります。

右側に移りまして、税額を引き上げることでの影響となります。国民健康保険は、他の保険よりも高い保険税負担率となっておりますが、所得の低い本市の被保険者にとっては、さらに生活への影響は大きく、特に高齢者や低所得者への負担は大きいものとなります。また、納税義務者である世帯主にとっては、世帯人数が多いほど税額への影響は大きくなりますことから、特に子どもがいる世帯にとっては大きな負担が生じることとなります。さらに、保険税水準の統一による、医療費の実態と合わない負担も発生する状況にもあります。

このように、本市の被保険者にとっては大きな影響が生じることとなりますが、収支の

均衡がとれる税額に到達しない限り、いつまでも歳入不足を補う財源を確保しなければならないこととなります。先ほど来、年々歳入と歳出の乖離が大きくなっていることを申し上げておりますが、現行の税率のままでは不足を補うための財源は雪だるま方式に増えていくことが想定されます。また、令和12年度以降に予定されている保険税水準の統一がされた場合には、急激な税額の引き上げをしなければならないことが想定されます。こうしたことを踏まえ、被保険者にとっては大きな影響が生じることとは承知しておりますけれども、やはり収支の均衡がとれる税額に到達しておくことは避けられないものと判断したところであります。

10ページをお開き願います。令和11年度に収支の均衡がとれる税額に到達するに当たって、負担の緩和を図るためには毎年度の上げ幅を平準化することが必要と考え、2つの方法について検討しております。

まず上段ですが、令和6年度末に見込まれる基金残高3億1,800万円を活用して平準化を試みた場合となります。右の折れ線グラフもあわせてご覧いただきたいと存じますが、この場合におきましては基金残高が少ないことから、早い年度に高い引き上げを行うことで基金活用額を抑える必要があり、令和7年度、令和8年度で8,500円ずつ、計1万7,000円の引き上げが必要となります。この額は、令和6年度末に見込まれる基金全額を活用することで税額を抑えてはいるものの、大きい引き上げが必要という試算結果になっております。下段に移りますが、完全に毎年度の上げ幅を同額とした場合の試算となりますが、この場合の毎年度の上げ幅は4,900円となりますので、上段の場合と比較して、令和7年度と令和8年度の合計額では7,200円ほど負担を抑えられることとなります。この毎年度の上げ幅を同額とすることが、収支の均衡がとれる税額に到達する過程において、最も負担を抑える方法とはなりますが、基金では財源が足りず、新たに4億4,326万3,000円の財源が必要となります。

次に右の税率改正のポイントをご覧願います。この試算結果を踏まえ、市といたしましては、収支の均衡がとれる税額に到達することは必要ですけれども、基金を活用しても令和7年度と8年度の2年間で1万7,000円という引き上げとなってしまうことは、被保険者の生活に大きな影響を及ぼすと判断し、不足する財源を一般会計から賄い、引き上げ額の平準化を図ることが必要という結論に至ったところであります。これは、先ほどご説明申し上げました通り、国民健康保険という制度の性質上、加入している被保険者は高齢者や所得の低い方が多く、県内のなかでも本市はその傾向が強い状況にありますこと、また、世帯人数で賦課されることから子育て世帯にとっても大きい影響が想定されますが、一方で収支の均衡がとれる税額に到達することは避けられない状況にありますことから、その税額に到達するまでの過程において、本市としての激変緩和措置を実施するとの結論に至ったところであります。

なお、グラフ下の参考をご覧いただきたいと存じますが、令和6年8月末時点の国民健康保険被保険者数及び世帯数で追加財源の1人当たりと1世帯当たりの充当額を算出しますと、1人当たりでは2万7,007円、1年度当たりになりますと5,401円、1世帯当たりでは3万9,331円、1年度当たりになりますと7,866円となります。

11ページをお開き願います。

令和7年度の税率改正案となりますが、表中の改正案のうち、下線部分が現行税率から

改正しようとするものになります。表の下のカッコ書きに記載しておりますけれども、税率は将来的に県が算定する標準税率に統一されることを踏まえ、統一時の影響を少なくするため、段階的に市の税率を県が示す標準税率に近づけていくことが必要であります。このため、県が示す標準税率を参考に、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の賦課総額の割合を求め、その割合に応じ、標準税率より下回っている市の所得割率、均等割額、平等割額を標準税率に近づけるよう設定しております。

次に下の補正予算案ですが、令和7年度から令和11年度までの上げ幅を平準化するために、基金以外に必要な財源4億4,326万3,000円を一般会計から国保会計に繰入れ、繰入後は基金に全額積み立てるという内容となります。この一般会計からの繰入れは、いわゆる法定外繰入となりますが、国や県が解消を求めている赤字補填、決算補填目的の繰入れとは異なりますことから、現時点におきましてはペナルティ措置の対象とはならないことを県から確認しております。

12ページをお開き願ひまして、本日の議員説明会後は、11月上旬に花巻市国民健康保険運営協議会へ国保税条例の改正案と補正予算案の諮問を行い、その後12月定例会に議案上程させていただきたいと考えております。

なお、令和8年度以降につきましてですが、今回ご説明申し上げました税率改正の方針は、令和6年1月に県が試算した納付金額をもとに、毎年度同額の引き上げを行いながら令和11年度に収支の均衡がとれる税額に到達することを目標とし、令和7年度の税率を算出しております。しかしながら、医療費の伸びや被保険者数の減少状況などにより、今回の財政見通しから上振れ、もしくは下振れする可能性は多分にありますことから、来年度以降におきましても、毎年度令和11年度までの財政見通しの検証を行ったうえで、税率を再設定する必要があると考えております。現時点において予測できる範囲で毎年度4,900円の上げ幅と試算したところですが、来年度以降の検証において、仮に4,900円を上回る上げ幅が生じた場合でも、追加の財政措置は行わず、税で賦課していく考えでございます。

13ページ以降は、参考資料となります。

13ページは令和11年度までの税率について試算したものでございますが、現時点で試算できない子育て支援金を抜いた分につきまして、現在県から示されております令和6年度の標準税率を参考に試算したものととなります。標準税率は、毎年度県から示されておりますことから、令和8年度以降の税率は新たに示される標準税率を参考に設定していくこととなりますので、資料にある税率と異なる可能性があります。あくまでも現時点で試算した参考としての税率となりますので、ご了承願ひます。

14ページはモデルケースごとの税額となります。子育て支援金につきましては、国が示す1人当たりの試算額を単純に加算したものととなります。支援金は、先ほどご説明申し上げました通り、所得割率、均等割額、平等割額により算定され、かつ所得状況に応じた均等割額軽減や子どもの均等割額10割軽減が設けられることとなっております。また、令和8年度以降につきましても、先ほどご説明いたしました現時点での税率による試算となりますので、あくまでも現時点で試算した参考としての税額となりますので、ご了承願ひます。

説明は以上となります。よろしく願ひいたします。

(岩間総合政策部長)

担当部署からのご説明でした。これにつきまして、御質問等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

照井明子議員。

(照井明子議員)

説明いただきました。これが、いわゆる国民健康保険の都道府県化における実態ですよ。何を目的とされてこういった法改正が行われてきたかということは、結局は国民、市民の負担を増やしていくのだという流れにならざるを得ない。そして、今、部長の説明を伺って、本当に市が努力して、これまで保険税を上げずに据え置いてきたというところの背景も感じられる説明であったと。なので、行政の立場としても本当に苦しい判断かと理解することもありますけれども、私たちは市民の代表でありますから、やはり市民の生活実態から照らし合わせて、本当にこうした引き上げが妥当かということについては論じなければなりません。

説明をいただきましたが、私が疑問に思っているのは、市で一般財源から支援をするという、その努力は認めますが、国や県からの財政支援が一向に見えないのです。私はそこが問題だと思っています。国で法律改正をして制度を都道府県化とするならば、それなりの財源の保証をしていただければ、こういう事態になるのです。これまで一生懸命頑張ってきた自治体が、足元をさらわれることになるのです。そして、市民が今、物価高騰で苦しんでいる中で、さらに国保税を引き上げるとか、これは大変な状況だというふうに思っておりますけれども、なぜ国、県からの財源確保がないのでしょうか。

その点について、どのように分析されておりますか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えします。都道府県化にあたって、国のほうで年間約3,400億円に公費を拡充したと記憶しております。この国の財政措置は、今年度も引き続き予算措置されておりますが、市でも引き続き予算措置していただくよう、国や県に要望をしております。県につきましては、予算も厳しいということもありますが、保有している基金を活用しながら、毎年度の税額を平準化するような努力をしていると伺っております。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

3,400億円では足りない。知事会でも市長会でも1兆円という数字を出しております。やはり、そのくらいしないとこういうことになります。

今年度から、保険税水準の統一だったと思います。その場合においても、やはり1人当たりの税額は9万6,900円だったのでしょうか。保険税水準の統一は、今年度からスタートしなさいという国の方針にあったわけですが、今年度もしスタートするならば、やはりその税額だったのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えします。もし、今年度から納付金ベースの統一が始まった場合には、令和11年度の額はおそらく変わっていただろうと思いますが、県では令和7年度以降の試算をしておりましたので、令和7年度から令和11年度ということで試算しているところであります。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

県では相当前から、今年度からのスタートは難しいということで試算されていなかったというふうに今日は受け止めます。

それで、やはり令和11年度まで2万4,500円の負担増となります。こうなると、本当に滞納者もますます増えるのかなと思います。悪循環ですよ。今日のニュースで驚いたのは、今、闇バイトというのがあって、若者がずいぶんとそちらのほうに走ってしまう。今日か昨日逮捕された方で、なぜ闇バイトに手を出したかと言えば、税の滞納をしていたという理由で闇バイトに手を出したと報道されていました。本当に国保の加入者というのは、非正規であったり、低所得であったり、先ほども部長から説明がありましたが、そういう方々ですよ。私は、本当にこの引き上げが、そのようなさまざまところに影響を及ぼすのではないかと懸念しております。あとは本会議で話します。

以上です。

(岩間総合政策部長)

その他、ございますか。

櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

4,900円毎年度増額していくことでありますが、令和7年度、来年度はあるいは4,900円で収まるかもしれませんが、4,900円で収まらないですよ。子育て支援金というのもできます。それから収支がどうなるかもわからない。だいたい国の方で細かいことを全然決めないで、子育て支援だ、子育て支援だと決めて、法律だけ決めたわけですから。だいたい、なぜ低所得者の国保加入者から子育て支援金を徴収しなければならないのか。ここでも言ってもしょうがないのですけれど、これ自治体の問題じゃないですよ、国政の問題ですよ。そして、さらに令和11年度までは、一つの質問、4,900円増で収まるのか言明できますかということで。恐ろしいのが令和12年度、これ大変な金額になってくるんじゃないかなと思ってるのですが、その辺のところをお聞かせください。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えいたします。先ほど、櫻井議員がおっしゃいました2万4,500円の上げ幅の中には、子育て支援金の4,800円、国が試算した金額でございますけども、1人当たり月額400円ですので、年間4,800円ですけれども、その分も含めての上げ幅ということで試算しております。最終的に、令和11年度で歳入、歳出の収支の均衡を取りたいということもありましたので、令和11年度の試算をしますと、2万4,500円。令和6年度と比較しますと2万4,500円の上げ幅が必要だというふうになりましたので、一番負担がかからない方法

は毎年度同じ額の上げ幅と市では考えまして、上げ幅を毎年度 4,900 円としたところでございます。

この令和 11 年度の 9 万 6,900 円がその通りに行きますかというふうに言われますと、今の段階で試算できる範囲でいきますと、この 9 万 6,900 円というふうに判断したところですが、先ほど議員もおっしゃいました通り、子育て支援金の算定の仕方、それから支援金額はいくらですというのもまだ示されてない中での試算というふうになりますので、来年度以降に将来見通しを立てるとなった段階では、軌道修正をしなければならない、上振れする可能性もありますし、下振れする可能性もあると思います。そういったことも含めまして、先ほど部長が申し上げましたけれども、また来年度以降、毎年度将来見通しを立てる中で、どのような上げ方がいいのかということにつきましてはまた検討して、議員の皆様にご相談、ご報告したいと思っております。

（岩間総合政策部長）

よろしいでしょうか。はい。

その他、ご質問ございますでしょうか。

及川恒雄議員。

（及川恒雄議員）

ご説明ありがとうございました。いわゆる第 4 期運営方針の中で統一すると、県の方で言っているということなんですけれども、上振れするか下振れするか今後わからないということでもあります。被保険者数の関係ですけれども、今国の方で社会保険の適用の拡大を進めておりまして、これによって被保険者数の数がおそらく減少の幅が大きくなるんじゃないかなというふうに予測されますが、この辺についてはどのように分析しておられるのか確認をします。

（岩間総合政策部長）

藤原国保医療課長。

（藤原国保医療課長）

お答えいたします。先ほど及川議員がおっしゃった通り、国の方で被用者保険の方に移行するようなことで、被保険者数がこれから国保は減ってくるのではないかとというように想定をしております。今回試算に用いている数字は、そこを加味しないで出している状況でございましたので、こういったことも含めると、やはり上振れとか下振れ、それから医療費自体も含めるとどうなってくるかというところがありますので、被保険者数に関しては少なくなるかもしれないと考えておりますけれども、一定の減少した割合では試算しているところでございます。

（岩間総合政策部長）

よろしいでしょうかはい。

それ以外のご質問ありますでしょうか。

それではご質問がないようでございますので、花巻市国民健康保険税の税率改正についての説明は終わらせていただきます。